

政令第

号

鉄道現業職員の職務の級の分類等に関する政令第

内閣は、政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四条第三項の規定に基き、ここに鉄道現業職員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。

第一条 政府職員の新給与実施に関する法律第十四条第三項の規定による鉄道現業職員
の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二条 この政令において「鉄道現業職員」とは、その受ける俸給が国有鉄道事業特別会計の支弁に係る職員であつて左の各号に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 鉄道総局、陸運監理局、鉄道局並びに管理部、工車部、地方施設部及び地方電気部の本部に勤務する者
- 二 道路運送監理事務所に勤務する者
- 三 運輸建設本部及び地方建設部の本部に勤務する者
- 四 鉄道技術研究所に勤務する者

めくれず

五 鉄道教習所及び管理部職員養成所に勤務する者
 六 鉄道病院、鉄道診療所及び鉄道療養所に勤務する者
 七 国営船舶の乗組員
 八 前各号の外、官庁勤務時間並びに休暇に關する件へ大正十一年閣令第六号（第六項の規定による勤務時間によらないで勤務する者）
 二 運輸大臣は前項第一号から第六号までに該当する者であつて官庁勤務時間並びに休暇に關する件第六項の規定による勤務時間によつて勤務するものを、新給与実施本部長の承認を得て、鉄道現業職員とすることができらる。
 第三條 鉄道現業職員の職務は、これを十二級に分級し、その各級における俸給の幅は、別表による。
 二 前項の規定による分級の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給与実施本部長がこれを定むる。
 附 則
 この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給与につき、これを適用する。

別表

鉄道現業職員級別俸給額表

職階	給	一	二	三	四	五	六	七	八
一級	月	一、一〇〇	一、一三〇	一、一六〇	一、二〇〇	一、二三〇	一、二六〇	一、三〇〇	一、三五〇
二級	月	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、七〇〇
三級	月	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、六五〇	一、七〇〇	一、七五〇	一、八〇〇	一、九〇〇
四級	月	一、七〇〇	一、七五〇	一、八〇〇	一、八五〇	一九〇〇	一九五〇	二〇〇〇	二、〇〇〇
五級	月	二、〇〇〇	二、〇五〇	二、一〇〇	二、一五〇	二、二〇〇	二、二五〇	二、三〇〇	二、三〇〇
六級	月	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇
七級	月	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇	三、二〇〇	三、三〇〇	三、四〇〇	三、五〇〇
八級	月	三、三〇〇	三、四〇〇	三、五〇〇	三、六〇〇	三、七〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇
九級	月	三、七〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇
十級	月	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇
十一級	月	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇
十二級	月	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇

理 由

政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の
規定に基き、鉄道運業職員職務の級の分類等に関する政令を制定する必要があるからで
ある。

鉄道現業職員の職務の分類について、その職種が特殊であること等のため、一般職員の職務の級に討して例外的な取扱をすることがある。

一、職務の分類は新給典実施本部長が定めることとしてあるが一例をあげると次のとおりである。

部門	職務の級	例
一級	雑務手	駅手
二級	雑務手	踏切警手、列車給仕
三級	雑務手	踏切警手、列車給仕
四級	雑務手	踏切警手、列車給仕
五級	雑務手	踏切警手、列車給仕、車掌

（總務管業橋乗務各系統を合す）	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
	助役	助役	助役	助役	助役	助役	駅長（東京、大阪）
	踏切警手、列車給仕、車掌	踏切警手、列車給仕、車掌	踏切警手、列車給仕、車掌	踏切警手、列車給仕、車掌	踏切警手、列車給仕、車掌	踏切警手、列車給仕、車掌	踏切警手、列車給仕、車掌

二、鉄道現業職員級の級別俸給額表と一般の俸給額表と比較すると次のとおりである。（一号俸で比較する。）

一般		鉄道	
級	金額	金額	級
1級	1,000	1,100	1級
2級	1,100	1,300	2級
3級	1,300	1,500	3級
4級	1,500	1,700	4級
5級	1,700	2,000	5級
6級	2,000	2,500	6級
7級	2,500	3,000	7級
8級	3,000	3,500	8級
9級	3,500	3,800	9級
10級	4,000	4,100	10級
		4,400	11級
11級	5,000	5,200	12級

警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等
 に関する政令の制定理由説明書

(昭三三、八、一四)
 新給実施本部

警察職員及び刑務職員の職務は、警察法（昭二二、法一九五号）第二條に定められてい
 るように、特殊の職務を有し、勤務の形態も異つてゐるので、一般職員の
 職務の級に對して、特別の取扱をすることが必要である。刑務職員、消防職員
 も同様に取り扱ふことが適當である。
 職務の分類は、新給実施本部長が定めることにして、一が一例を
 掲げると次のとおりである。

八級	署長	支所長	署長	署長
七級	署長	支所長	署長	署長
六級	署長	支所長	署長	署長
五級	署長	支所長	署長	署長
四級	署長	支所長	署長	署長
三級	署長	支所長	署長	署長
二級	署長	支所長	署長	署長
一級	署長	支所長	署長	署長

二 警察職員及び刑務職員の級別俸給額表と一般職員の級別俸給額表と
 比較すると次のとおりである。

級	警察職員(A)	警察・刑務職員(B)	B/A
一級	一、六五〇円	一、九五〇円	一、八
二級	一、四二五	一、五五〇	一、三二
三級	一、二〇〇	一、三五〇	一、二〇
四級	一、〇七五	一、一五〇	一、〇七
五級	九五〇	九〇〇	一、〇五
六級	八二五	八〇〇	一、〇二
七級	七〇〇	六八〇	一、〇一
八級	五七五	五六〇	一、〇一
九級	四五〇	四四〇	一、〇一
一〇級	三二五	三二〇	一、〇一
一一級	二〇〇	二〇〇	一、〇一

(注) 全額はその級内の平均額である。なお警察職員等は成年者であ
 った且、中等學校卒業程度以上の者を採用する方針であるので、
 一般職員の大體四級が警察職員等の一級に相当する。

船員の職務の級の分類等に関する政令の制定理由説明書
 (昭三三、九、一四、新給奥実施本部)

船員はその職務内容、勤務環境等において著しい特殊性を有するのみならず、
 就中、勤務時間について、従船中において一般職員に比較して、
 長くなっている。又民間の船員との均衡ということを特に考
 慮に入れなければならぬ。これらの理由によつて船員の職務の級の
 分類については一般職員の職務の級の分類に対して特別の取扱をする
 必要あり。

一、職務の分類は新給奥実施本部長が定めることになつてはいるが、一
 例をあげると次のとおりである。

種 類	職務級
近海区域航行の船	一級 各員、事務員
一、〇〇〇トン以上の船	二級 各員、事務員
三級 各員、事務員	
四級 各員、事務員	
五級 各員、各手、事務員	
六級 各員、各手、看護員、事務員、航海士	

七級 各手、看護員、事務員、航海士
八級 事務員、航海士
九級 事務員、事務長、船医、航海士、一等航海士
十級 事務員、事務長、船医、航海士、一等航海士、船長
十一級 事務員、事務長、船医、一等航海士、船長
十二級 船長

二、船員の級別俸給額表は一般職員の級別俸給額表に比較すると十級
 職以下が約二割五分、十一級職以上が約三割ずつそれぞれ増額となつて
 いる。

税務職員及び経済調査官の職務の級の分類等に関する政令の
制定理由説明書
(昭和二三、九、一四、新給與実施本部)

税務職員は、現下の徴税事務の重要さと困難さとにかんがみ、
「財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の
支給に関する法律」(昭二二、法一六八号)による手当を俸給に
組入れて「税務職員」の職務の級の分類等に関する政令によつて
一般職員と比較すると約一割六分乃至一割七分程度俸給が増額
して支給されていた。

税務職員は、職務の分類については、新給與実施本部長が定める
こととしていたが、左に掲げる者を除き一般職員と大体同様の方
法で行う。

適用除外者

- A、財務局長及び財務局部長(国税査察官たる国税査察部長を除く)
- B、財務局勤務の雇員傭人

兼任、小使、タビピスト、守衛、運轉手等一般官庁と全
く普通の雇務に従事する職員
経済調査官については

経済調査官法(昭三三、法二〇六号)が昭和二十三年八月
一日公布、即日施行されたので同法に基き経済調査官に対し
てはその職務の性質上税務職員と同様に取扱うことが適当と
考えられる。

経済調査官のうち中尉及び管区(調査課)の課長以上及び地方

三、税務職員及び経済調査官の級別俸給額表を一般職員の級別俸給
額表と比較すると次のとおりである。(一)号俸で比較する)

一般		税務職員及び 経済調査官	
級	金額	金額	級
3級	1,690	1,690	1級
4級	1,950	2,080	2級
5級	2,210	2,600	3級
6級	2,600	3,250	4級
7級	3,250	4,030	5級
8級	3,900	4,680	6級
9級	4,550	5,460	7級
10級	5,200	6,240	8級
11級	6,500	7,280	9級